

# 職員のひとりごと(HP版)

No.2 2020・2・17 (文責 渡辺 和明)



## 障がい児学校義務化、作業所から放課後等デイサービス・・・

今回は知的障がい児教育に関わることについて、幾つかおさらいを・・・

突然ですが、国民の三大権利、三大義務とは・・・

**三大権利:「生存権」「教育権(受ける権利)」「参政権」**

**三大義務:「納税」「教育(受けさせる保護者の義務)」「勤労」**

「生存権」こそ、障がい者、いや人権を第一に支える大きな権利です、肝に銘じながら。

今回、確認しておきたいのは、子どもには教育を受ける権利があり、

受けさせる義務があるのは保護者です。国には、この権利と義務を遂行

させる責任があるでしょう。



しかし障がいのある子は、1979年(昭和54年)に養護学校(今は特別支援学校と呼びます)が義務化されるまで、「就学猶予(学校に行かなくても良いということ)」により、教育を受ける権利が侵害され、国は受けさせる責任を果たしていませんでした。実は戦後しばらくして知的障がいのための養護学校は作られましたが、数も少なく、まだ教育機関としては認められていませんでした。

養護学校義務化によって各地で養護学校が建てられ始めたのは、ここ40年の話で、当時はまだ通学地域や送迎の関係で就学していない子も多くいたのです。

まだまだ障がいのある子にとっての教育の歴史は浅く、今の保護者には驚きでしょうが、この頃

(1980年頃)までの保護者の願いは「学校に通わせたい」でした。

1990年代になると養護学校の数も増え、次は「卒業後の生活保障、作業所作り」が保護者の願いになります。当時の卒業生名簿には「在宅（通う施設がない）」という文字も目立ちました。

そして新世紀を迎える20年前、保護者の願いはやっと「放課後の生活の充実」に行き着きます。

前述の通り、当時子どもたちの生活は、家庭と学校の往復であり、地域的にも、学区内の子どもたちとの接点も少ないのが実情でした。一方、保護者にとっても送迎の関係で、働きたいと思っても働けず、親子双方にとって「家庭と学校以外の第三の場づくり」は大きい意味がありました。

そういう状況の中、私は教員として「親の会」を支援し、その親の会が母体になって1999年、三郷養護学校に「さとっこクラブ」ができました。当然、運営も保護者の話し合いで行われていました。感動したのは、設立メンバーの保護者間の検討の上、「設立メンバー以外でも、家庭に問題がある子、状況に緊急性がある大変な子から受け入れよう」という寛容な方針でした。当時の保護者の思いは、教員の立ち位置に近いものがあり、私自身、保護者から学んだことたくさんあります。「子どもを真ん中に連携すること」もその一つです。

ただ、時代が急速に進む中、物事はそう簡単には運ばないことも事実です。「子どもを真ん中に～」と思っても、「親の都合」

「施設の限界」「大人の事情」等々、様々な壁が立ち塞がります。それでも、「子どもを真ん中に」という思いは、いつの世でも、どういう立場でも子どもたちに関わる人間は、忘れずに真っ先に考えていかねばならないことだと思えます。

節分、鬼のお面

